

平成 21 年 5 月 13 日

各 位

株 式 会 社 メ イ テ ッ ク
代 表 取 締 役 社 長 西 本 甲 介
東 京 都 港 区 赤 坂 8 丁 目 5 番 26 号
(コード番号 9744 東証・名証第一部)
(URL <http://www.meitec.co.jp>)
問 合 せ 先 執 行 役 員 上 村 正 人
(TEL 03 - 5413 - 2633 広報部)

平成 22 年 3 月期における利益配分について

景況の先行きを見込む事が難しい状況等に鑑みまして、当社は平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会にて、平成 22 年 3 月期における剰余金の配当並びに自己株式の取得に係る方針について下記のとおり決議しましたので、お知らせします。

記

1. 平成 22 年 3 月期における剰余金の配当について

平成 22 年 3 月期の配当予想については、厳しい業績予想を踏まえ、基本方針に従い、連結株主資本配当率(DOE) 5%相当といたします。

但し、雇用調整助成金等の公的サポートに伴う株主資本の増加部分については、助成金等の目的に鑑み、配当計算から除外する予定です。

尚、配当の実施については、翌年度の平成 23 年 3 月期においても必要運転資金の確保が相応に見込まれる事を前提とします。資金動向の大幅な悪化が見込まれる時には、中核事業の技術者派遣事業の存続と成長の視点に立ち、配当率を見直す可能性があります。

※ 平成 22 年 3 月期の配当予想については、本日公表の「平成 21 年 3 月期決算短信」をご参照下さい。

2. 平成 22 年 3 月期における自己株式の取得について

平成 22 年 3 月期の自己株式の取得については、業績や営業キャッシュフローとの相関が高い技術者の稼働率が見通し難い為、ワーキング・キャピタルを上回る剰余部分の獲得も見通し難い状況にある事から、安定した高い稼働率が見通せる段階までは、自己株式の取得を休止いたします。

[ご参考:利益配分に関する基本方針]

利益配分に関する当社の基本的な考え方は、業績に基づいた成果配分です。利益配分については、配当及び自己株式の取得・保有・消却を併せて実行して参ります。

配当については、中間配当・期末配当の年 2 回実施して参ります。また、翌半期(※1)に大型の資金需要が予定されていない場合、配当性向は連結当期純利益の 50%以上と定めて実行いたします。なお、最低限の配当水準を連結株主資本配当率(DOE)の 5%以上といたします。

自己株式の取得については、グループ・キャッシュ・マネジメントと連動させる事を基本といたします。ワーキング・キャピタル(必要運転資金)を連結売上高の月商の 2 ヶ月分とし、翌期に大型の資金需要が予定されていない場合は、期末時点の連結キャッシュ・ポジションのうち、ワーキング・キャピタルを上回る剰余部分を翌期における自己株式の取得予定額といたします。ただし、翌半期(※1)に大型の資金需要が予定されていない場合、期中の自己株式取得予定額の 50%を上半期(※2)に実行するものとします。

取得後の自己株式については、経営計画の目標達成等に向けて、今後の成長戦略の実行と成長に伴うリスクに対処していく機動的な財務政策を可能とする為に、2,000,000 株を上限として継続保有いたします。なお、継続保有する自己株式の用途については、経営計画の目標達成に資する M&A を含む積極的な投資等の実行、成長に伴う規模の拡大、主にリスク増加に対する安定的な財務耐力確保等を基本といたします。

取得し保有する自己株式のうち、2,000,000 株を超える部分は、半期毎(※1)に消却いたします。

(※1) 半期とは、四半期(3 ヶ月間)×2 期間=6 ヶ月間を指し、第 1~2 四半期(上半期)、又は第 3~4 四半期(下半期)を指します。

(※2) 上半期とは、第 1~2 四半期の 6 ヶ月間を指します。

以 上